

職場意識改善計画

平成 22年 6 月 17 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 安全衛生委員会を設立して、少なくとも6ヶ月に一度、労働時間改善について協議する。 ----- (2年度目) 労働時間等の設定の改善に関する事項を安全衛生委員会に調査審議させることを労使協定で定め、協議する。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 安全衛生委員会の中から、労働者の苦情、意見、要望を受け付ける担当者を選任する。 ----- (2年度目) 安全衛生委員会の中から、労働者の苦情、意見、要望を受け付ける担当者を選任する。
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 職場意識改善計画の内容を会社全体会議の時に発表する。 ----- (2年度目) 職場意識改善計画の内容を会社全体会議の時に発表し、一年目の改善指標を社内掲示し、周知を行う。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 職場意識改善のための研修を適時行う。 ----- (2年度目) 職場意識改善のための研修を年間予定を定め行う。